

さいたま市市民活動及び協働の推進条例

【 逐 条 解 説 】

～ 活力にあふれた地域社会を実現するために～

平成19年4月

さいたま市コミュニティ課市民活動支援室

【前文】

さいたま市では、市民の多様な価値観や生活様式に応じた質の高い心豊かな生活の実現に向けて、市民の多様で活発な活動が展開されている。また、「自分たちのまちを、自分たちでつくり、良くする」という市民の自発的なまちづくりへの参加意識が高まっている。

こうした状況を受けとめ、豊かな自然資源や人材が織りなすさいたま市らしい魅力を生かしながら未来に希望が持てる地域社会を創造していくためには、行政だけではなく、地域社会を構成する市民、市民活動団体、大学及び事業者が公共の担い手としてまちづくりに参加する「新しい公共」という考え方に立ち、市民と行政が対等なパートナーとして、ともにまちづくりを進めていくことが必要である。

さいたま市は、市と市民一人一人が持てる力を合わせ、市民活動を推進し、協働を積み重ねていくことにより、互いに信頼し協調してまちづくりを進める活力にあふれた地域社会を実現するため、この条例を制定する。

【前文 / 解説】

この条例は、公募市民、市民活動団体の代表者、学識経験者などで構成された、さいたま市市民活動推進委員会からの提言を受け、パブリック・コメントを経てまとめられた「市民活動の推進と市民と行政の協働の促進に関する指針」（以下「指針」といいます）を、条例化したものです。

指針には、市民活動や協働を推進することの意義、考え方、課題及び課題に対する対応策を定めていますが、この指針の趣旨をより周知し、指針をより実効性のあるものとするために条例化します。

この条例では、市民などで構成する推進委員会を新たに設置し、この推進委員会が推進のための仕組みづくりの検討や市の施策の実施状況の評価などに関わることで、将来にわたって指針の趣旨を踏まえて、市民活動及び協働の推進が図られることを担保するものです。

「新しい公共」とは、公共のあり方を、従来の行政サービスの範囲に限定することなく、市民の自発的な活動により供給されるサービスや、市民と行政が協働して提供するサービスを含めて広い範囲でとらえる考え方のことで、市民・市民活動団体・大学・企業など多様な担い手が地域社会に参加し、ネットワークを組んでまちづくりに参加することで、活力にあふれた地域社会の実現につながります。

【目的】

第1条 この条例は、市民活動及び協働の推進について基本原則を定め、市の責務並びに市民、市民活動団体、大学及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定めることにより、市民活動及び協働の推進を図り、もって活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【第1条 / 解説】

さいたま市では、様々な分野で市民の自主的な活動が活発になっており、都市づくりに対する市民の参加意識も高まっています。

これまで行政だけが担ってきた公共サービスの提供を、市民活動団体などがともに担っていくことにより、公共サービスの選択の幅が広がり、質が高まることが期待できます。

市、市民、市民活動団体、大学及び事業者が、各々の役割のもと市民活動及び協働の推進を図り、活力のある地域社会を実現することが大切であるという、本条例の目的を明らかにしたものです。

「市民」、「市民活動団体」、「大学」、「事業者」の定義については、第2条で解説します。

また、「基本的な施策」については、第8条の各号で解説します。

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

市民活動 市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

市民活動団体 市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に市民活動を行う団体をいう。

大学 市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。

事業者 市内に事務所を有し、営利を目的とする事業を行う者をいう。

協働 市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。

【第2条 / 解説】

この条例で用いる基本的な用語の定義を定めています。

「市民」とは、市内に居住している人や市内に事務所がある法人に加えて、旅行や買い物、あるいは会議等で本市を訪れ、または本市の学校や会社に通勤、通学する者のことをいいます。

「市民活動」とは、市民が地域や社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動を指します。

ただし、宗教活動、政治活動及び選挙運動にかかる活動については、この条例では除きます。

「市民活動団体」とは、市民が自由な意思に基づいて集まり、自ら立てた規範に従って市民活動を行う団体のことを指します。

趣味や娯楽を目的とする団体であっても、「市民活動」を行う場合には「市民活動団体」となります。

大学や事業者が市民活動を行う場合は、これに含まれます。

「大学」とは、市内にある学校教育法で規定する大学を指し、大学院や短期大学を含みます。

「事業者」とは、市内に事務所・事業所を有し、営利を目的とする事業活動を行う者を指します。

「協働」とは、市と市民活動団体が共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて対等な立場で連携を図りながら協力して活動することをいいます。

【基本原則】

第3条 市、市民、市民活動団体、大学及び事業者は、次に掲げる原則に基づき、市民活動の推進を図るものとする。

市民活動が公益的な活動であることを理解し、自主性、自立性及び多様性を損なわないよう配慮すること。

互いに対等なパートナーであることを認識し、良好な協力関係を構築すること。

2 市及び市民活動団体は、次に掲げる原則に基づき、協働の推進を図るものとする。

互いの立場及び特性を尊重し、それぞれの自由な意思に基づいて事業を行うこと。

事業の目的及び目標を共有し、役割を明確にするとともに、事業の成果を評価し、その結果を次の事業に反映すること。

事業の企画、立案、実施及び評価の各段階において、公平性、公正性及び透明性を確保すること。

【第3条 / 解説】

市民活動の推進

市民活動の支援に際しては、支援をする側も受ける側も市民活動の自主性、自立性、多様性を損なわないよう配慮することが必要です。

市、市民、市民活動団体、大学及び事業者は、互いに地域運営を担う重要

な存在であり、対等の関係であるというパートナー意識の徹底を図り、協力関係を続けていくことが重要です。

協働の推進

市と市民活動団体は、互いの立場及び特性を尊重し、それぞれの自由な意思に基づき協働の事業を進めます。

何のために協働するのかという目的、いつまでにどれだけの成果をあげるのかという目標を共有し、互いの役割を明確にするとともに、事業終了後は事業の成果を評価し、次に行なう協働事業に生かすことが必要です。

協働にあたっては、市民活動団体はその機会を公平に有することが大切です。また、協働で事業の運営をするにあたっては、地域社会全体の利益という観点から公正に行わなければなりません。さらに、事業の企画・立案、実施、評価の各段階を通じて、透明性を確保し、市と市民活動団体がともに社会に対する説明責任を果たすことが必要です。

【市の責務】

第4条 市は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる原則（以下「基本原則」という。）に基づき、市民活動及び協働の推進を図るための基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【第4条 / 解説】

本条においては、市民活動及び協働の推進に際し、市の責務を規定しています。

市は、基本原則に基づき、第8条に規定する市民活動及び協働を推進するための基本的施策を総合的かつ計画的に実施します。

【市民の役割】

第5条 市民は、基本原則に基づき、市民活動及び協働に関する理解を深め、地域又は社会に関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

【第5条 / 解説】

市民は、「自分たちのまちを、自分たちでつくり、良くする」という市民自治の考えのもと、市民活動及び協働に関する理解を深め、地域や社会に関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的に市民活動に参加・協力するよう努めることが期待されます。

【市民活動団体の役割】

第6条 市民活動団体は、基本原則に基づき、市民活動及び協働の推進に際し、その特性を生かしながら活動を行い、自らの活動が地域又は社会を担うものであることを認識し、及びその活動内容が広く理解されるよう努めるものとする。

【第6条 / 解説】

特性を生かしながら活動するとは、市民活動団体には、自主性、自立性、多様性、専門性、先駆性などの固有の特性がありますが、行政とは違った視点に立ち、違った手法を用いて問題解決を進めようとするをいいます。

【大学及び事業者の役割】

第7条 大学及び事業者は、基本原則に基づき、地域を構成する一員として、自らが専門的で多分野にわたる情報及び資源を有することを認識し、その特性を生かして自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

【第7条 / 解説】

市内には10もの大学があり、また、事業者も多数に及んでいます。

人的・物的資源を持つ大学や事業者は、地域を構成する一員として、市民、市民活動団体及び市と連携して、その特性を生かして市民活動に参加したり、支援を行うことが期待されます。

【基本的施策】

第8条 市は、市民活動及び協働の推進を図るために次に掲げる施策を実施するものとする。

市民活動及び協働に関する理解を深める機会を提供すること。

市民活動の担い手となる人材が育つ機会を提供すること。

市民活動に関する理解を深め、及び市民活動への参加意欲を高めるための情報並びに市民活動団体の活動に関する情報を提供すること。

市民活動の拠点となる場を提供すること。

市、市民、市民活動団体、大学及び事業者が互いに交流し、理解を深め、及び連携する機会を提供すること。

協働の取組を増やすために必要な措置を講ずること。

前各号に掲げるもののほか、市民活動及び協働の推進を図るために必要な措置を講ずること。

【第8条 / 解説】

本条は市が行う基本的な施策を定めています。

市民活動及び協働に関する理解を深めるためのシンポジウムや講座など、様々な機会を提供します。

多数の市民が市民活動に参加するためには、活動の担い手となる多様な人材が必要であり、このような人材は、市民活動のなかで周囲の人と共同することによって育ち、市民活動が一層活発になることから、出合いや交流・実践の場や機会を提供します。

市民や市民活動団体が、市民活動の状況や地域の課題に関する情報を的確に発信し、かつ情報を共有することができる仕組みを整備します。

また、市が行う施策の情報をわかりやすく提供するとともに、市民活動団体に関する情報を広く市民や市民活動団体に提供します。

市民活動団体が活動するにあたっては活動の場が必要となるため、平成19年秋に、浦和駅東口駅前の再開発ビル内に、拠点施設として（仮称）さいたま市市民活動サポートセンターを開設する予定です。また、公共の施設や民間の施設の有効活用の検討も併せて必要です。

市民活動団体相互あるいは市民活動団体と市との日常的な交流、そして自治会・町内会などの地縁団体とボランティア団体・NPO等が相互に交流を深めることは、互いの立場を理解するうえで大事なことであり、さらに人的、物的資源を持つ大学や企業などとの連携を図ることが重要です。

市民活動団体と市は、協働の取り組みを増やし、結果を相互にフィードバックし、より良い協働の関係・仕組みを育てていく必要があります。そのため市は、庁内に市民活動や協働を推進するための横断的な仕組みを設けるなど、協働の取り組みを増やすために必要な措置を講じます。

【推進委員会の設置等】

第9条 市長の諮問に応じ、市民活動及び協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、さいたま市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

公募により募集した市民

市民活動団体の代表者

大学又は事業者の代表者

学識経験を有する者

市職員

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【第9条 / 解説】

市民活動及び協働の推進のための施策の実施に関して、多くの意見を反映させるため推進委員会を設置します。

推進委員会で検討される事項は、市民活動及び協働の推進に関し必要な事項とし、具体的には第8条に定める基本的施策に関することや、指針に定める事項などです。

推進委員会の構成は、市民参加、専門的知識の導入などの観点及び本条例の趣旨、目的に基づき、公募市民、市民活動を行う者、大学又は事業者の代表者、学識経験者、市職員など幅広い分野の委員とします。

【委任】

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【第 10 条 / 解説】

この条例では定めきれない事項や、その他必要な事項は、市長が別に定めるものとします。